

第3回学校建設等特別委員会

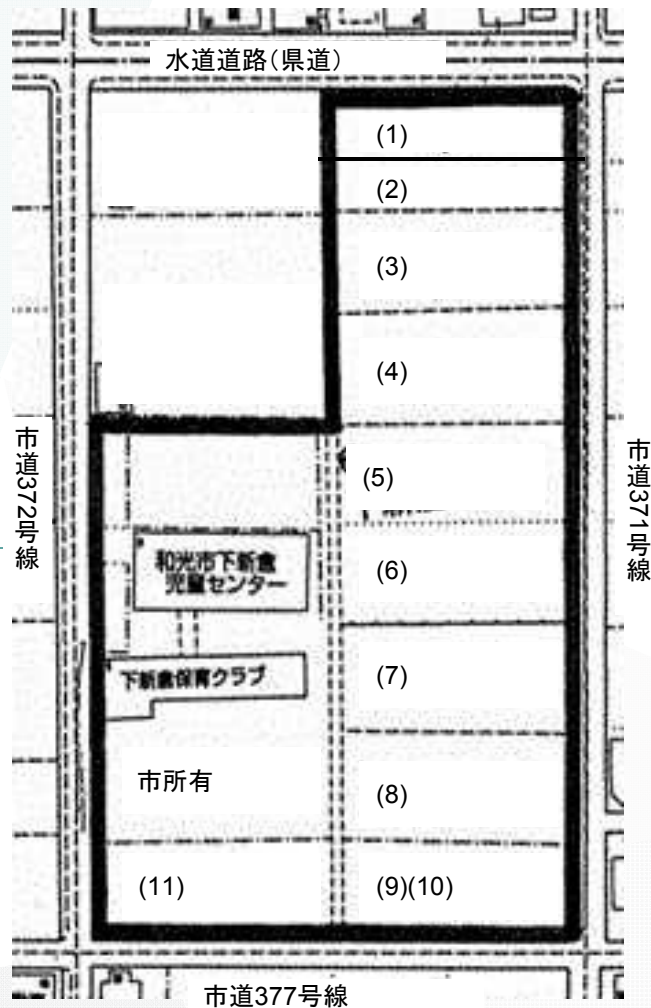
日時 平成25年10月15日(火) 13:30～
場所 全員協議会室

(仮称)和光市立下新倉小学校建設の進捗について

- 1 第2回特別委員会からの進捗状況について
- 2 第3・4回準備委員会の開催報告
- 3 第 5 回準備委員会の開催報告

教育委員会事務局 学校建設準備室

1 第2回特別委員会からの進捗状況について



① 土地売買契約の状況について

◎2人の地権者と売買契約で締結済

◎3人の地権者と3者売買契約を締結予定
(代替地所有者とは協議済)

※今後の予定として、登記、土地引渡し、支払いの順に行う。

② 土地賃貸借契約の状況について

◎4人の地権者と今年までに本契約の締結予定

◎2人の地権者と畑の交換後に代替地所有者と賃貸借契約の締結予定

※平成26年度より賃借料を支払う予定

2 第3・4回準備委員会の開催報告

(1) 第3回準備委員会 8月22日(木) 午前10時00分～

- 1 委員長あいさつ
- 2 新設小学校建設の課題と方向性
 - (1) 前回までの検討事項
 - (2) 新設小学校の課題と方向性
 - (3) その他
- 3 閉会のことば

(2) 第4回準備委員会 9月25日(水) 午後1時00分～

- 1 準備委員会第3回の会議録抜粋
- 2 建設計画の検討事項と前提条件の決定について
- 3 前提条件からの計画の方向性と提案について
- 4 準備委員会報告書(素案)について
- 5 今後の予定

(3) 第3回と第4回の準備委員会協議内容

ア. 建設計画の検討事項と前提条件として第3回では次の内容で協議しました。

検討事項	建設計画を進めるための前提条件
① 学校用地の面積による校舎の規模・階数について ・昭和45年8月に市街化調整区域として指定。建蔽率60%、容積率200%。日影 5時間／3時間。道路斜線は1.25、隣地斜線は20m＋1.25の勾配数値 ・予想児童数 30名×3クラス×6学年＝540名で計画	ア 自然採光と自然通風を最大限に取り入れる イ なるべく低層にする(避難時の安全性、利便性、周囲への日影規制)
② 屋内運動場(体育館)やプールの規模・位置について ・体育館 水災害時の避難所を想定 ・プール 敷地の有効活用を図る	ア 避難場所になる屋内運動場は洪水の影響を受けない2階に配置 イ 敷地の有効利用のためにプールは校舎屋上に配置
③ 下新倉児童センター、学童保育クラブについて ・児童センター 昭和60年4月オープン(28年経過)、年間利用者数36,380名(23年度)、延床面積 471.11㎡ ・学童保育クラブ 平成16年9月オープン(9年経過)、収容人員90名、延床面積 457.42㎡ (合計延床面積 928.53㎡)	ア 学童保育クラブについては、校舎棟内に併設する
④ 児童のための交通安全対策と通学区域について	別途検討
⑤ 一般の人が使用できる図書室のあり方について	別途検討
⑥ 隣接地に対する音とほこり対策について ・校舎の配置位置による対策と防音壁や植栽による物理的対策	ア 隣地からの騒音や粉じんの対策に配慮した構造とする

◎体育館についての協議内容

- ・洪水被害についてはマックスでも水位1～2m程度であることから、体育館を2階に設置した場合には、高齢者や障害のある方を含め災害援護者の負担が大きくなり避難所として適当でない。地盤強化の上で1階に建設すべきである。
- ・体育館が2階にあり、その階下に教室がある場合は教育活動に適しない。また、500人規模の児童を体育館に収容していく場合の動線が2階では困難と予想される。ただし、階下の活用や動線において十分な工夫がなされれば、2階が良くないということではない。

☆結論としては、体育館は避難所としての役割があることから、1階に配置する計画とする。

◎下新倉児童センター・学童保育クラブについての協議内容

- ・「下新倉児童センターは新設小学校に併設していく」ことを前提条件に入れた上で、新設するあるいは既存を活用するといった審議をこの委員会で行うべきである。
- ・そもそも現在の下新倉児童センター・学童保育クラブの敷地も含めて新設小学校建設予定地として進めているので、児童センターは小学校に併設する方がよい。既に築28年となっており、維持管理費用も今後かさんでくる上、そこだけが古い建物になってしまう景観の問題も考慮すれば、複合施設として一体的に検討を進めたほうが、児童センターとして活用する場合でも、将来的に別の活用をする場合でも良いのではないか。

☆結論としては、将来的、経済的な判断により、学校施設に併設する計画として検討する。

イ．建設計画の検討事項と前提条件として、第4回では次の内容で決定しました。

検討事項	建設計画を進めるための前提条件(具体的)
① 学校用地の面積による校舎の規模・階数について ・都市計画法、建築基準法、和光市まちづくり条例などとの調整	ア 敷地面積は約13,000㎡の土地としていく。 イ 校舎規模としては、普通教室18室と必要な特別教室を配置していく。(注1) ウ 階数としては、利便性を考慮した3階建てとしていく。(注2)
② 屋内運動場(体育館)やプールの規模・位置について ・災害時の避難所としての役割・機能を備えた施設整備 ・市民が利用できるプール施設整備	ア 体育館の規模としては、延床面積で約1,200㎡としていく。 イ 体育館の建築階数は1階としていく。(注3) ウ プールの規模としては、大きさ約1,000㎡としていく。 エ プールの位置としては、校舎屋上に配置していく。(注4)
③ 下新倉児童センター、学童保育クラブについて ・築28年の下新倉児童センターの取扱い ・築9年の仮設建築物である学童保育クラブの取扱い	ア 下新倉児童センターは、学校施設に併設していく。 イ 学童保育クラブは、学校施設に併設していく。
④ 児童のための交通安全対策と通学区域について	別途検討(7ページ)
⑤ 一般の人が利用できる図書館のあり方について	別途検討(7ページ)
⑥ 隣接地に対する音とほこり対策について ・学習環境を担保できる施設配置	ア 防音壁や植栽による物理的対策をとっていく。 イ 給食室、普通教室などの配置について考慮していく。

注 1 :

特別教室としては、音楽室、図工室、理科室、家庭科室、コンピュータ室、保健室、職員室など必要な室があり、その他に特別支援学級、ランチルーム、特別活動室、視聴覚室などの教室が必要かどうかの確定により規模が変わる。

注 2 :

学校の予定敷地として、校舎、体育館、プールと校庭などの位置により、3階建てとして計画するが、体育館、下新倉児童センターなどの配置によっては、一部4階建てとなることもある。

注 3 :

体育館を避難場所として使用するために、1階に防災の面から設置することで対応する。

注 4 :

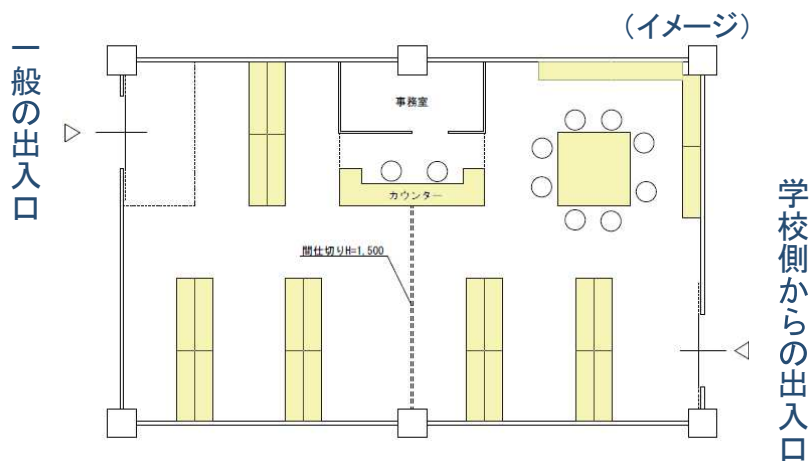
敷地の有効活用が必要なため、プールの位置として屋上に設置することで対応する。

④児童のための防犯・交通安全対策と通学区域について

- 1 通学区域としては、白子小学校及び新倉小学校の通学区域の変更となることが予測されるため、新設小学校への通学路として児童の安全性を確保する必要がある。来年から、道路安全課と学校教育課において、課題と対策の協議を進める計画である。
- 2 新設小学校の南側にある周囲の道路などについては、車両の実態調査や、歩道の確保についての検討を行い、交通安全の確保が必要となる。
- 3 新設小学校予定地内については、四方が道路に囲まれており、歩道の整備をする必要があることから、外周に安全対策のため歩道を計画することで進めていく。

⑤一般の人が利用できる図書館のあり方について

- 1 学校の施設に併設することで複合施設とすることが必要となる。
図書館分館として、一般の人が使用する施設の進入路の計画や児童の使用ができるよう教室の区分けなどの対策を検討する。
- 2 一般の人が利用する図書館分館として使用するため、児童用の図書室とは分離して計画する。



ウ．前提条件からの計画の対策と提案の確認

(1) 学校建設を行うための対策（第3回準備委員会）

ア 楽しさや夢のある学校施設と学習環境として

- (ア) 英語、社会科などの強化学習室の設置で計画する。
- (イ) 図書館とコンピュータ室の一体的な活用(ラーニングセンター)の設置で計画する。
- (ウ) 特別支援教育への対応で計画する。
- (エ) 環境意識の高揚につながる施設(太陽光、緑のカーテン)の設置で計画する。

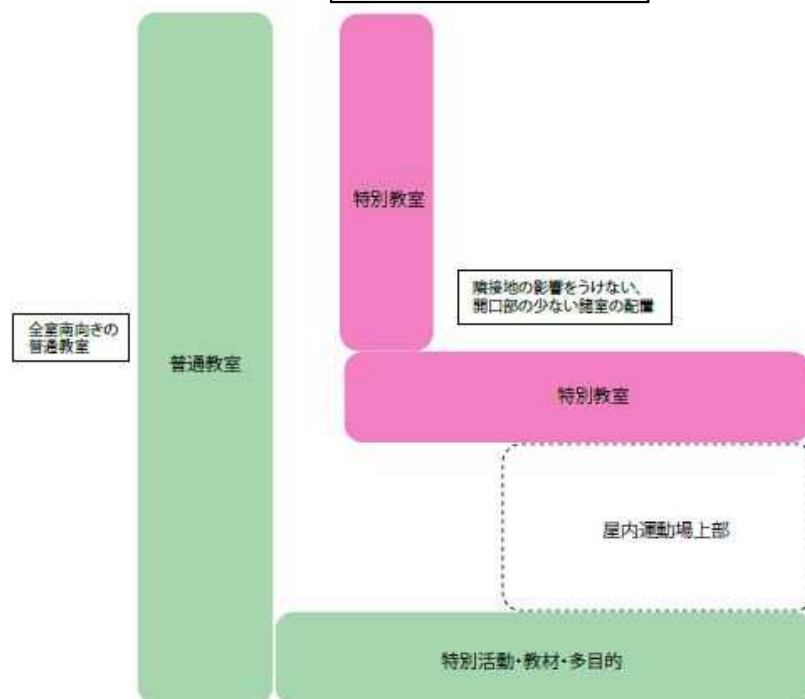
イ 安全で安心かつやさしく快適な学校施設として

- (ア) エレベータの設置を計画する。
- (イ) ふれあいが図れるオープンスペース、多目的スペースを計画する。
- (ウ) 冷房化・シックスクール対策等で快適な生活環境を計画する。
- (エ) 耐震化に優れた施設について計画する。
- (オ) バリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入について計画する。
- (カ) 防犯カメラを設置する対応などで防犯対策の計画をする。

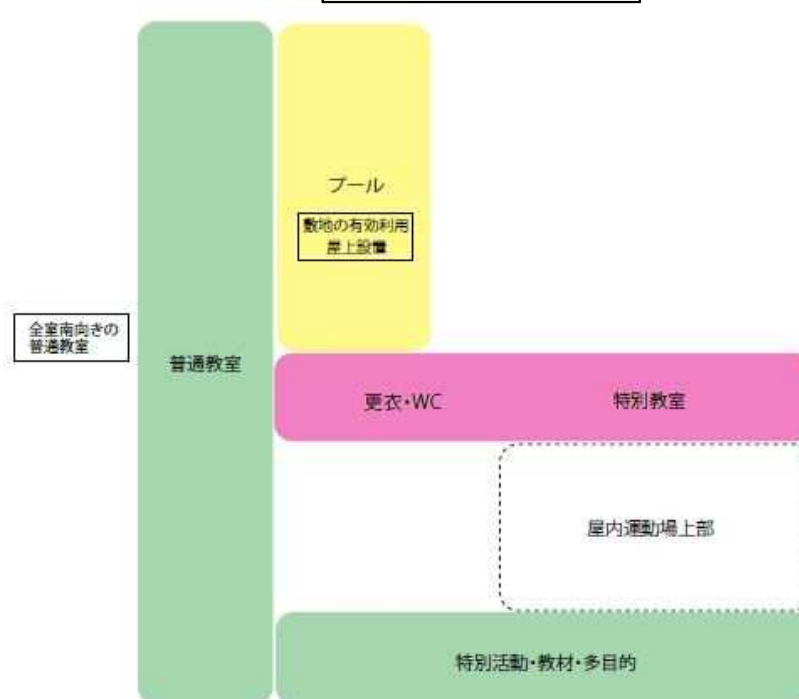
ウ 地域の生涯学習やまちづくりの拠点にもなる学校施設として

- (ア) 地域連携(開放)施設の設置(体育館、多目的室など)で計画する。
- (イ) 避難場所を想定した施設整備(備蓄倉庫の併設)で計画する。
- (ウ) 放課後児童クラブの設置で計画する。

2階計画図案 イメージ



3階計画図案 イメージ



(3) 建設計画案の説明事項

- ア 児童の通学路の安全対策については、小学校の正門までの歩道等の計画を今後検討していく。
- イ 小学校予定地内についての児童の安全対策は、敷地の外周に歩道を計画することで対応を図る。
- ウ 隣接地における音やほこり対策については、現場の状況を確認し、基本設計の中で防音壁や樹木などの対応で計画する。
- エ 既存の児童センターや学童保育クラブの施設を学校施設と併設した計画とする。
- オ 一般の人が使用できる施設として、出入口や構造的な計画で分けを行える配置とする。
- カ グラウンドはトラックの長さも考慮して敷地の南側に配置する。
- キ 普通教室では、騒音対策や環境を考慮したグラウンドに面した全室南向きに計画する。(児童館、学童保育クラブ、図書館分館、プール、ラーニングセンターなど計画的な配置とする。)
- ク 給食室については、児童も作業が見える開放的な施設とし、エレベーターで運搬できる計画とする。
- ケ 職員室、管理室については、防犯対策や保健室での児童の安全を守ることのできる配置とする。
- コ 体育館については、防災倉庫もある施設とし、災害時におけるマンホールによる仮設トイレ対策もある計画とする。
- サ 特別教室については、様々な教室が必要となるため、基本設計の中で位置の確定をする。
- シ 駐車場については、交通安全対策をとった配置として計画する。